

権利擁護サポートセンターだより

第2号（市民後見人養成講座修了生と市町村向け）

7月末現在、水戸市、笠間市、那珂市、東海村の4つの社協で養成講座修了生が日常生活自立支援事業の生活支援員等として活動しております。

活動している方から、「訪問すると利用者も喜んでくれて、自分が役に立っていると実感するし、やりがいがある」、「社会参加できている喜びがある」、「人のお金を取り扱うため、責任を強く感じる」といった感想を伺っております。

なお、養成講座修了生と、圏域内の社協の生活支援員を対象とした研修会を12月頃に開催する予定です。詳細につきましては、後日改めてお知らせいたします。

お知らせ

●「福祉にっこりまつり」（小美玉市）にて、成年後見制度の講演を行います。

令和元年9月29日（日）、『小美玉市生涯学習センター「コスモス」』（小美玉市高崎 291-3）にて、「福祉にっこりまつり」が開催されます。会場のステージにて、司法書士を講師に成年後見制度に関する講演を行います。また、成年後見制度の啓発ブースと、講師による成年後見制度に関する相談ブースを設けます。当まつりは、毎年、福祉への理解を深めていただくことを目的に福祉映画や認知症サポーター養成講座、点字の名刺や畳コースターづくり体験、福祉機器の展示等を行っております。ぜひ、ご参加ください。

【別紙チラシをご覧ください】

● 法人後見受任状況（県央地域定住自立圏域内） 令和元年8月末日現在

- 受任件数 22 件：水戸市社協 13 件、ひたちなか市社協 2 件、東海村社協 7 件

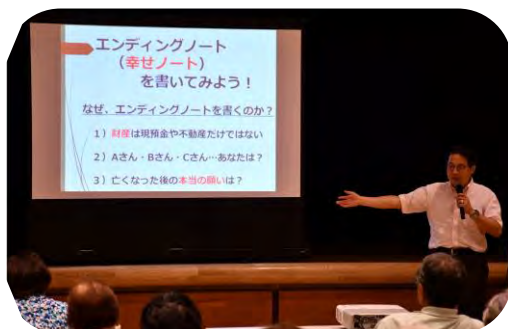
受任社協名	市町村名	後見	保佐	補助	計
水戸市社協	水戸市	11		1	12
	笠間市	1			1
ひたちなか市社協	ひたちなか市	2			2
東海村社協	東海村	4	3		7
合計		18	3	1	22

- 受任予定件数 4 件：水戸市社協 4 件（水戸市 2 件・小美玉市 2 件）

ニュース

●「笠間市住民向け権利擁護学習会」を開催しました。

7月19日（金）笠間市地域交流センター「トモア」にて、水戸市社会福祉協議会と笠間市が共催で、成年後見制度の普及啓発を目的とした「権利擁護講演会」を開催しました。



当日は、ファイナンシャルプランナーの宮田久雄氏を講師としてお招きし、エンディングノートを用いた、成年後見制度、相続法改正等についての講演会を、地域住民の方や民生委員の方々等69名の方のご参加のもとに開催しました。

楽しく、時には感動的な講師のお話に、会場は笑いあり、涙ありの120分でした。また、会場の一角に成年後見制度やフードバンクなどのポスターを設置し、閲覧した方から質問や相談がありました。

【別紙報告書をご覧ください】

●「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」がまとめられました。

ガイドラインでは、「本人の判断能力が十分な場合」、「判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合」、「判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合」の3つのパターンに分け、医療機関が「身元保証・身元引受等」に求めてきた6つの機能・役割（下記のとおり）についての対応方法が解説されています。

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| ① 緊急の連絡先に関すること | ② 入院計画書に関すること |
| ③ 入院中に必要な物品の準備に関すること | ④ 入院費等に関すること |
| ⑤ 退院支援に関すること | ⑥ （死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること |

医療行為についての同意は、本人の一身専属性が極めて強いものであり、医療に係る意思決定が困難な人であっても、本人以外の第三者が同意できるものではないと考えられています。成年後見人等においても、被後見人等についての医療に係る意思決定・同意ができるとする規定はなく、決定・同意を行うことはできないことと考えられています。

しかし、身寄りがない本人が円滑に医療を受けるためには、成年後見人等の役割が不可欠であるとされ、令和元年6月3日に厚生労働省医政局総務課長から発出されたガイドラインでは、次頁の通り「成年後見人等に期待される具体的役割」が示されています。

契約の締結等

＜必要な受診機会の確保・医療費の支払い＞

- ・本人の健康状況に応じた医療サービスが受けられるよう、必要な診療契約を締結するとともに、それに伴う診療費・医療費について、医療機関からの請求に応じて本人の資産の中から支払いを行う。



身上保護（適切な医療サービスの確保）

＜本人の医療情報の整理＞

- ・本人に必要な医療が円滑に実施されるよう、治療方針の決定に役立つような医療情報（既往歴、服薬歴等）を本人の家族等から収集するとともに、集約された医療情報について主治医を始めとする医療機関に提供する。また、医療機関から提供された本人の医療情報（おくすり手帳等）を適切に管理する。



本人意思の尊重

＜本人が意思決定しやすい場の設定＞

- ・医療についての説明を本人が理解しやすいよう、本人が信頼している介護福祉関係者等がいる場合には、説明の場への同席の依頼を行う。
- ・成年後見人等が医療についての説明の場に同席し、本人に分かりやすい言葉で伝える等、本人の理解を支援する。
- ・その他必要に応じて本人とのコミュニケーションを支援するサービスを手配したり（例：筆記通訳者の派遣依頼など）、説明の場を本人の慣れ親しんだ環境に設定する等の検討を行う。



＜本人意思を推定するための情報提供等＞

- ・本人がどのような医療を受けたいと表出していたのか、何を好んでいたのか等、本人の意思を推定する際に材料となる個人情報収集し、医療機関に対してその提供を行う。
- ・関係者の招集など本人意思を推測するためのカンファレンスの開催依頼を行うとともに、成年後見人等多職種連携チームの一員として意思決定の場に参加する。

＜退院後、利用可能なサービスについての情報提供＞

- ・本人がどのような施設やサービスと契約しうるのか、財産状況も踏まえて主治医や医療機関に説明する。



その他

＜親族への連絡・調整（親族の関与の引き出し）＞

- ・本人に親族がいる場合には、関わりの薄くなっていた親族への連絡、情報提供、関与を依頼するとともに、親族との役割分担を行い必要に応じて意見調整等も行う。

○「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成 30 年 4 月 27 日付け厚生労働省医政局医事課長通知）では、「入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院の拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する」ことが記載されています。つまり、身元保証人等がない被後見人等であっても入院することができます。

ワンポイントコーナー

Q 身寄りがいない人が施設に入所する場合、身元保証人・身元引受人を立てないと入所できませんか？

A 介護保険施設については、平成 31 年 3 月 19 日に開催された全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議において、「介護保険施設に関する法令上は、身元保証人等を求める規定はないこと」、「身元保証人等がないことはサービス提供を拒否する正当な理由には該当しないこと」について、改めて確認されています。医療機関と同様にお考えください。

●成年後見制度に関する欠格条項の見直しに関する法律が公布されました。

令和元年 6 月 14 日、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。これまで、成年後見制度を利用することで、資格・職種・業務等ができなくなること（欠格事由）がありましたが、公布された法律により、200 近くの法律において規定されていた欠格条項が見直されます。

見直しにあたっては、「ノーマライゼーション等を基本理念とする成年後見制度の利用に際し、資格等から排除されるのは疑問である」や「欠格条項があるため、制度利用を躊躇させる要因になっている」などの指摘がありました。公布された法律により、成年後見制度が利用しやすくなるとともに、利用している方にとってメリットを感じられる制度になるよう願っています。

発 行

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター

住所：水戸市赤塚 1 丁目 1 番地 電話：029-309-5001

E-mail：kenriyouto@mito-syakyo.or.jp

ホームページ：<http://www.mito-syakyo.or.jp/soudan/kouken.html>



ホームページ
QR コード